

申請手数料算定表

- 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料
- 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料

申請手数料

非住宅部分の床面積の合計	モデル建物法 (工場等のみの場合 ^{※1})	その他の場合 (工場等のみの場合 ^{※1})	性能向上計画認定の 他の建築物
～ 300 m ² 未満 ^{※2}	93,000 (22,000)	238,000 (26,000)	12,000
300 m ² ～ 1,000 m ² 未満	119,000 (32,000)	300,000 (37,000)	22,000
1,000 m ² ～ 2,000 m ² 未満	158,000 (46,000)	388,000 (51,000)	35,000
2,000 m ² ～ 5,000 m ² 未満	264,000 (118,000)	563,000 (125,000)	103,000
5,000 m ² ～ 10,000 m ² 未満	339,000 (168,000)	689,000 (175,000)	151,000
10,000 m ² ～ 25,000 m ² 未満	415,000 (216,000)	823,000 (224,000)	198,000
25,000 m ² ～ 50,000 m ² 未満	482,000 (260,000)	935,000 (270,000)	239,000
50,000 m ² ～	644,000 (379,000)	1,187,000 (390,000)	352,000

※1 工場等のみの場合とは、特定建築物（法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。）の非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をいう。）の全部を工場、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、危険物の貯蔵場又は処理場、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況に関してこれらに類するものの用途に供する建築物の場合をいう。

※2 300m²未満の区分は、変更適合性判定申請及び軽微変更該当証明書交付申請の場合にのみに適用される。

床面積 ^{※1} の合計			金額
非住宅部分	モデル建物法 ^{※2} （工場等のみの場合）	m ² （ m ² ）	円
	その他の場合（工場等のみの場合）	m ² （ m ² ）	円
	性能向上計画認定の他の建築物 ^{※3}	m ²	円

※1 床面積は、次により算定する。

- 非住宅部分の床面積を算定する。変更適合性判定申請又は軽微変更該当証明書交付申請の場合は、変更に係る非住宅部分の床面積を算定する。
- 増改築の場合、既存部分における非住宅部分の床面積を含む。
- 令第4条に規定する常時外気に開放された部分を含む。

※2 モデル建物法とは、基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準を評価する方法をいう。

※3 性能向上計画の他の建築物の手数料は、適合判定申請、変更適合申請又は軽微変更該当証明書交付申請に係る評価の方法が性能向上計画における評価の方法に相当する場合（例えば、共に標準入力法による場合）に適用する。